

## 平成28年第10回茂原市教育委員会会議（9月定例会）日程

日 時：平成28年9月29日（木）13:00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名人の指定

### 3 会議事項

#### （議決事項）

- 1 平成28年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について
- 2 茂原市学校再編計画審議会委員の委嘱について
- 3 茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について
- 4 茂原市文化財審議会への諮問について
- 5 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の制定について

#### （報告事項）

- 1 平成28年茂原市議会第3回定例会（9月議会）の一般質問の要旨について
- 2 行事の共催、後援及び協賛について
- 3 平成28年第11回（10月定例会）、第12回（11月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 4 その他

### 4 閉会宣言

#### ★（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案5号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成28年第10回（定例会）

- 1 期日 平成28年9月29日（木）  
開会 午後1時00分  
閉会 午後1時55分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 齋藤 晟  
委員 鈴木 一代  
委員 鎌田 俊郎  
委員 安藤 明子
- 4 出席職員  
教育部長 中村 光一  
教育部次長（体育課長） 豊田 実  
教育総務課長 麻生 新太郎  
学校教育課長 古山 幹夫  
生涯学習課長 長谷川 伊智郎  
中央公民館長 酒井 映明  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
東部台文化会館長 渡辺 健司  
教育総務課主幹 中村 一之  
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定  
委員 安藤 明子  
委員 鈴木 一代
- 6 傍聴人 5名

内田教育長 : ただいまから、平成28年第10回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「鈴木委員」を指定いたします。

なお、本日の会議には新規採用の先生と事務職員の方4名に出席いただいております。後ほど、職場における近況、課題等について、お話をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が5件となっております。

それでは、議案第1号「平成28年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について」を議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : それでは議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まり

ました。関係者以外の退出をお願いします。

(関係者以外退席)

内田教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(退席者入室)

内田教育長 : 次に、議案第2号「茂原市学校再編計画審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第2号「茂原市学校再編計画審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第2号の参考資料3に茂原市学校再編計画審議会規則を添付してございますけども、その規則の第3条の規定に基づきまして、足立俊夫氏ほか11名を新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、第2条に定める「学校の適正規模、適正配置に関すること。」「学校の統廃合に関すること。」の所掌事務がすべて完了するまでとなっております。

参考資料1をご覧ください。

再編計画策定の今後のスケジュールにつきましては、10月13日に第1回の会議を開催し、今年度末までに基本計画、基本的な考え方の部分なのですが、これを策定する予定となっております。策定の詳細につきましては、この後の総合教育会議の中で協議させていただきたいと思っております。

また、参考資料2は、諮問(案)を付けさせていただいてございます。

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

内田教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。

鎌田委員 : 委員名簿の自治会関係者3名は、再編するだろうというところのそういう地域を考慮して選ばれたのでしょうか。

麻生教育総務課長 : 今回の基本計画については、特定な地区、特定な学校をターゲットとしたことではなく、全市的な観点からこの再編計画の基本計画を作成するものでございます。

よって、自治会関係者につきましては、特定な地区ではなくて、この3名は副会長でございます。副会長がたまたま3人いらっしゃいまして、その副会長3名に依頼するものでございます。

内田教育長 : よろしいでしょうか。

鎌田委員 : はい。

内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そこに挙げられた審議会委員で、諮問理由がそこに書かれていますけれども、特により良い子どもたちの教育環境を確保するための再編計画を策定するというのが私も大事だなと考えておりますので、どこをターゲットにするということではなくて、全市的な視点で審議をお願いしたいと考えております。

それでは、他に発言がなければ、議案第2号について採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第3号「茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、任命するものでございます。

灰野訓敏(はいののりとし)氏他6名を再任し、河野富喜子(こうのときこ)氏を新任し、任命するものでございます。

なお、任期につきましては、平成28年10月1日から平成30年9月30日までとなっ

ております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

- 内田教育長  
鈴木委員
- ： 議案第3号について質疑をお願いします。  
： 参考資料ですが、委員に茂原高校の青木正寿校長先生が入っていますが、その公職歴のところに「千葉県立生浜学校副校長」と書いてあるのですが、「生浜高等学校」のことでしょうか。
- 津田美術館・  
郷土資料館長  
鈴木委員  
内田教育長
- ： 「生浜高等学校」です。申し訳ありませんでした。  
： 分かりました。ありがとうございます。  
： 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
： それでは他になければ、議案第3号について採決に入ります。  
： 議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員
- ： 異議なし。
- 内田教育長
- ： 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第4号「茂原市文化財審議会への諮問について」説明をお願いします。
- 中村教育部長
- ： 議案第4号「茂原市文化財審議会への諮問について」ご説明申し上げます。  
茂原市文化財の指定に向けて検討しております文化財は、2件でございます。  
1件目は、現在藻原寺の仏殿に安置されております「一塔両尊四士像(いっとうりょうそんししぞう)」でございます。日蓮が、法華経の世界を文字で表現した「十界曼荼羅(じっかいまんだら)」をもとに像形化したものでございます。題目宝塔(だいもくほうとう)を中心に、左右に釈迦如来(しゃかにょらい)、多宝如来(たほうにょらい)が、さらに安立行(あんりゅうぎょう)・浄行(じょうぎょう)・上行(じょうぎょう)・無辺行(むへんぎょう)の四菩薩像(よんぼさつぞう)が配置されております。これらの像は、木造、寄木造(よせぎづくり)で、漆箔(うるしはく)が施され、中尊の題目宝塔の題目は、日蓮聖人自筆の曼荼羅(まんだら)御本尊の題目を写し、金属製で仕上げております。南北朝時代の康永元年から2年にかけて制作されたもので、現存する日蓮宗の仏像の中で県内でも類を見ないたいへん貴重な文化財となっております。  
続きまして2件目の「千葉県長生郡役所玄関(車寄(くるまよせ))」についてご説明申し上げます。千葉県長生郡役所は、現在、茂原市茂原1016番地、茂原市立朝日の森保育所にごございました。その歴史を遡れば、明治11年、郡区町村編制法により、東光院(とうこういん)、東光院は現藻原寺の末寺で、山門の側にある院を仮庁舎として長柄・埴生(はぶ)郡役所が設置されたのが最初で、明治13年には、現在茂原市立朝日の森保育所の場所へ新築移転、郡名が改められたこともありまして、長柄・上埴生(かみはぶ)郡役所となりました。明治30年、長柄郡と上埴生郡が合併し長生郡となり、役所名も千葉県長生郡役所と改称、大正15年に廃止されるまで、4町22か村を管轄し、県と町村を繋ぐ行政機関として大きな役割を果たしました。  
廃止になった旧郡役所は、県よりの払い下げを受け、昭和5年に私立朝日の森保育園として再生いたしました。平成4年に土地と建物は市に寄贈され、翌平成5年より茂原市立朝日の森保育所と改称、同10年保育所の全面改築の際、郡役所の玄関(車寄)の部分を残し、建物そのものはなくなりましたが、現存する遺構は、郡役所を知りたいへん貴重な文化財となっております。  
以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長
- ： それでは2つの文化財について説明をしていただきました。議案第4号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員
- ： 一塔両尊四士像のことですが、これはもう10年位前になるのですが、ある博学のお坊さんに聞いたところ、これは非常に価値のあるものだと、国宝あるいは準国宝に属するような非常に価値のあるものだと言われておりました。その後、これ見ると分かるように紫で一塔両尊四士像を塗ってしまった。これをもってその文化財の価値が急降下して、本当に価値のないものになってしまったというふうに聞かされております。それにしても今まで県の文化財にも指定されなかったというのは、私はちょっと納得いかないのですけれども、今回遅きに失したという気がしますけれども、市でもって文化財に指定していただければ有り

難しいなと思います。

そこでお伺いしますけども、この文化財に指定されると何か利点がありますか。逆に、文化財に指定されると何か困るような事はございますか。もしあったらお聞かせください。

長谷川生涯学習課長 : 利点ということでございますが、市から管理にあたりまして多少でございますが、補助金を支給させていただくようになります。また、藻原寺はだいぶ多いのですが、看板の設置もさせていただきたいというふうに思っております。

デメリットにつきましては、やはりいろいろな改修等のときには、少し文化財保護法の制約を受けることとなります。

以上でございます。

齋藤委員 : もっと具体的に、年間どの位の補助があるのですか。

長谷川生涯学習課長 : 5,000円でございます。

齋藤委員 : 5,000円を貰うがために自分の自由にならないというものが生じてくるということですね。はい、結構です。ありがとうございます。

内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の制定について」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第5号「茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の制定について」ご説明申し上げます。

総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の実現を目指して、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する住民が主体となって運営するクラブであり、地域に密着したスポーツ活動の拠点として本市のスポーツ振興に大きな役割が期待されております。

平成28年4月に策定をした「茂原市スポーツ推進計画」の基本施策の中で「総合型地域スポーツクラブの設立支援」を掲げており、本市の実情に即した総合型地域スポーツクラブの設立に向けて調査・検討を行うために「茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会」を設置し、その検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものがございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 具体的にはどういうことなのでしょう。

豊田教育部次長 : まず総合型地域スポーツクラブとは、平成7年度から文部科学省が取り組んでいる生涯スポーツ施策の一つでございます。

なぜ、総合型地域スポーツクラブが必要なのかという背景ですが、現在、少子高齢化が進む中で、子どもの運動能力が低下していること、それから生活環境の利便化に伴って中高年を始めとして身体的活動が減少していること、それで核家族化が進んで自治会等に加入しないと地域での活動や連帯感が不足して地域コミュニティの希薄化が問題になっていること、このような状況を鑑みて、一人でも多くの市民が生涯に渡ってスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるように市民が主体となって継続的にスポーツに親しむためのクラブが総合型地域スポーツクラブです。

パンフレットをご覧ください。

中を開けていただきますと、「多種目・多世代・多志向」というものが真ん中にあります。これが、総合型地域スポーツクラブの基本でございます。要するに、様々なスポーツに触れる機会を提供して、幼児から高齢者までの幅広い人たちが、興味や関心のある、その自分のレベルにあったものに合わせて運動する。それで、それはまさに住民が中心になって行うということで、スポーツだけではなく、ある地域では、そこには趣味の編み物だとか、そういったものも入っているところもあります。今は単一のクラブが、例えば学校開放で学校の施設を借りて

、そこでバレーボールなどをして終わりなのですけれども、そこには、例えばスポーツ少年団の子どものクラブもあります、婦人会のクラブもあります、そういったような人たちが一つのグループを作って、誰でもいいからおいで、この場所を活動拠点にして皆でこの地域を盛り上げていこう、というのが形です。それが総合型地域スポーツクラブと言われております。

齋藤委員 : 素晴らしい考え方だと思います。ですから、それが先行だけして、あとからついていけないというように一緒になって前に進めていけたらいいなど、その辺を気を付けていただければと思います。

鈴木委員 : 同じことなのですけれども、それは理想で、一人でも二人でもそういうものに参加できるような体制が出来ていけば、これは非常に良いことだろうと思います。

ただ実際には、豊田次長が保健センター長のときに、保健委員としてウォーキングを行ったのですが、実際には地域の方はあまり参加しないで、他の地域の方たちが参加していたというようなことがあったので、なかなか根付くまでには大変な事があるかと思うのですけれども、やはり作るからには、皆さんに呼び掛けて、皆さんが参加できるような体制を考えていかなければいけなし、考えていただきたいなと思います。

以上です。

鎌田委員 : 今、体育協会ではいろいろなスポーツがありますが、市から多少補助が出たりして取り組んでいて、それとの違いなのですが、今おっしゃったように例えばバレーボールやっているよとか、サッカーやっているよと言われても、やっぱりチームがあってそこに入ってやる訳ですよ。そうすると、私は何かがやりたいと言って好きな時間にそこに行ったとしても出来るようなものではないのでしょうか。

豊田教育部次長 : 形はいろいろあるのですけれども、例えば、市民体育館では今、約30のグループが活動しています。もし、その約30のグループを一つの総合型地域スポーツクラブとして捉えたとします。そうすると、今は一つ一つのグループがそれぞれの時間に好きな人たちが集まって活動しているだけですが、それが大きな総合型地域スポーツクラブになったときに、「何曜日の何時からはバドミントンをやっているよ、皆さん来てください。」「次の時間ではヨガをやっているよ、皆さん来てください。」と言って、いつでも迎え入れられるようにする。だからその単一グループの満足のためにやっているだけではなく、その人たちがやっているのですけれども、やりたい人はいつでもおいでという、オープンにするというところ。ただ、バドミントンをやりたいからいつでもいたらバドミントンが出来るということではないのですけれども、やはりある程度の時間帯を決めてやっているのも一つの形です。

また、今度はもっと小さな地域で、例えば緑が丘地域だとか、豊岡地域だとか、西地域だとかというもので総合型地域スポーツクラブを作ったときもやはり同じです。そういうところの学校を拠点としたときには、その学校を使っているよやっているグループがあり、その人たちがいつでも皆おいでということと呼び掛けて、尚且つここでやっていない何かがあったら、ここで子どもたちがやれるような何か新しいことをやろうよと言って立ち上げる。そこを拠点として皆がこう集まっていくという、そんなイメージなのです。

鎌田委員 : 今、体育協会に加入しているいろいろな団体がありますが、それはそのままの形になるのですか。

豊田教育部次長 : 体育協会の取り組んでいるものも、入れられれば入れられるのですけれども、一応体育協会は底辺拡大事業と言って、例えば柔道なら柔道の競技の普及、そして一人でも多く強い選手を作るチャンピオンスポーツという目的で取り組んでいるものなので、それと誰でもいいからおいでというのはちょっと違うところがあると思います。

鎌田委員 : 体育協会と総合型地域スポーツクラブは別個に考えているのですか。

豊田 : 底辺拡大事業のところは同じです。

教育部次長 : 例えば、柔道の競技人口を増やそうと言ったときに、今ここで体育協会の柔道教室やっているから皆おいでとかというのは、それは大丈夫です。ただその中で、やはりより優れた人たちのチャンピオンスポーツの競技力向上も体育協会の

一つの目的ですから、そこはやはり選ばれた人がやらなくてはいけないかもしれません。

内田教育長 : よろしいでしょうか。

鎌田委員 : はい。

安藤委員 : このパンフレットにもあるように、この総合型地域スポーツクラブには、会員として活動に参加というふうになっておりまして、例えばそのスポーツクラブに登録をする会費を払うような形になっているのですが、これは子どもからお年寄りまで、一律の金額と言いますか、スポーツによって金額が違うのか、どのような感じになるのでしょうか。

豊田 : おそらく競技等をするのにも、やはり講師が必要になってくると思います。そうすると10人集まって、ヨガをやろうと言ったときには、ヨガの先生を呼ばないといけないので、最低でも講師代は必要になると思います。それから総合型地域スポーツクラブに加入するための会員登録料のような会費を払って、それを自主財源として自分たちでその会を運営していくようになると思います。

その細かな会費の徴収等については、その地区で総合型地域スポーツクラブが出来た時点の準備委員会を作りますので、その準備委員会の中で細かく協議をしていくと思います。

安藤委員 : 千葉県内でもすでに取り組んでいるところが多いのですが、NPO法人をとっている団体とそうではない団体があるのですが、例えば市営のような感じでやっているのか、独立した法人でやっているのか、その辺り茂原市はどのような形になるのでしょうか。

豊田 : 近隣ですと一宮はNPO法人が運営しています。睦沢町は町の体育館、ふれあい館と言うのですが、そこが「ふれあいスポーツクラブ」という総合型地域スポーツクラブになっていて、町がそこと契約をして、ふれあい館の運営をすべて行っています。

いろいろな形があるのですが、茂原の実情にあった形はどういうものかなというものを今後この検討委員の方たちに検討していただいて、茂原はこういう姿で、こうあるべきだということをこれから探していこうと思っています。

安藤委員 : 分かりました。

鎌田委員 : コミュニティの場としてこういうものを作ろうとしているのですか。

豊田 : そうです。

教育部次長

鎌田委員 : 例えば、お爺さんとかお婆さん、子どもも気軽に出来るものと、本格的に取り組んでいきたいというのであれば、そこでこう分かれてやるようなそういうイメージなのですか。

豊田 : まさにその通りです。

教育部次長

鎌田委員 : はい、分かりました。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。

ポイントになるのが、最初の説明でも豊田次長が言ったように市民主体ということで、例えばそれを市役所の体育課長だとか体育課の職員が携わって取り組むという訳ではなくて、市民主体で、先ほど安藤委員の質問にあったその会費もそういった事務的なものにも使われていくということになると思いますので、そのところが一つのポイントかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

なければ、議案第5号について採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。それでは報告事項に入ります。

齋藤委員 : その前に一つよろしいでしょうか。一つお聞きしたいことがあります。

この8月1日に指導要領が出されました。「アクティブ・ラーニング」という勉強方法なのですが、どのように考えているのか。また、実際の授業でどのような

ところで、どのように活用していったら一番有効的なのか、その辺のところをお伺いしたいのですが。

古山  
学校教育課長 : おそらく今度の学習指導要領で目玉になるであろうということで、いろいろところで「アクティブ・ラーニング」という言葉が取り上げられているかと思いますが、現の学習指導要領でも言語活動の充実というところで、話し合い活動ですとか、そういったところが思考力を育てるのには良いということでやっているところがございます。それをさらに一歩進めて、自ら主体的に課題を見つけて、それこそ言語活動をさらに駆使しながら、ペアであったりグループであったり、もうちょっと大きな範囲であったり、そういったところで議論を重ねて自分の意見を発表し合う中で思考力を高めていこうというような活動かと思っております。

齋藤委員 : ありがとうございます。内田教育長は「アクティブ・ラーニング」という勉強方法についてどのようにお考えでしょうか。

内田教育長 : どういったところでやっていくのかというふうな質問だったと思いますが。

齋藤委員 : それもありますし、文部科学省から何でこういう勉強方法が出てきたのか。

私はこのように考えたのです。数学でも何でも難解でも何でも問題のあることは頭の良い人は解けます。でも、これから日本の行く道を考えると、やはり答えのない問題が内に外にたくさんあると思います。例えば、内では一千兆円の借金がある、外では主権を脅かせる外圧がある。こういう中で日本がまたずっと平和で、尚且つ豊かで国民一人一人が幸せを感じる世の中を作っていくための子どもを育成するためにはどうしたらいいかということで、私はこの「アクティブ・ラーニング」というのが出てきたのかなと思います。答えが無いのだから、皆で話をしましょうと、それも主体的にというのは、私は責任を持つということだと思っております。言いつ放しではなくて、言ったからには責任を持つ。だからと言って、一人の言うことではなくて、皆でもって、責任をもって考えて答えを導いてやっていきましょうよと、私はそのように「アクティブ・ラーニング」というのを捉えているのです。ですから、これを学校の授業の中に活かすとなると果たしてどこなのかなと。そうなるやはり総合学習かなと。私は前に総合学習というのは、その先生のセンスが問われると言ったのですけれども、私にしてみればあれはかなり遠慮した言い方なのです。総合学習というのは、その先生の資質が出ると思うのです。そういったものを含めて、この「アクティブ・ラーニング」というのを捉えているのですけれども、内田教育長はいかがでしょうか。

内田教育長 : 今、齋藤委員がおっしゃった通りにその「アクティブ・ラーニング」を導入していこうという中でよく言われているのが、要するに、今齋藤委員が、先が見えないということをおっしゃいましたけど、今ある知識だとか、技術というものをいっぱいたくさん学んでも、これから何十年後かにはもういろいろなものが発達して行って、その知識や技術というものがもう使えなくなっているかもしれないと。今、ロボットとかICTとか非常に発展が早いので、今の子どもたちが大人になる何十年後かには、ほとんど今ない職業に就いているのではないかというようなことも言われています。ですので、やはりこの「アクティブ・ラーニング」というのは、自分たちで、そしてまた友達と協力しながら、「主体と協働」というのがキーワードになっていますけども、もう自分で新しい知識を、ただ基礎・基本を頭に入れるだけではなくて、それを自分たちでこう使って、これから新たに現れた課題が出てきたときに、それを主体的に、協働的に解決していく、培うという、先ほど齋藤委員がおっしゃったことに近いと思うのですけれども。そういったものが根底にあって導入されていくと思うのですけれども、まだ始まってなくて、本当に各教員も手探り状態で、まだこれと決まったものがないのと、こういう形でやりなさいというように決められるものでないということもあって、それぞれの先生方で取り組んでいかないといけないという、そういうことがよく言われています。

齋藤委員 : 中村教育部長はいかがお考えでしょうか。

中村教育部長 : 実はこの「アクティブ・ラーニング」については、先日、内田教育長にその考え方を少しお聞きしました。今までが受身的な受動的な授業と言うのですか、教育だったと、それが能動的に、こう自分で、先ほどから言っている主体的に考えることを取り入れていくと。市の職員と同じだと思うのですけれども、職員研修



も今までは受動的な研修で、講師が一方向的に話をしていた研修が多いのですが、今の若手職員の研修は、何が課題になるのか、これからの自分たちは何をしていたらいいのかということ、自分たちでいろいろ考えてテーマを決めて、それについていろいろな意見を言いながら解決策を導いていくというような研修に変わってきています。ですから、内田教育長からこの「アクティブ・ラーニング」話を伺ったときに、やっぱり時代はそういう風になっていくのだなと、これから先自分たちでこう考えていかないといけないということをしごく優先して取り組んでいく、やはり子どもたちに対する教育も、子どものときからそういうことをやらせるという、とても良いことだなと思っています。

齋藤委員 : 答えが無いのです。話していくことが重要なことであって、何かこう考えていただければ、先生方に考えていただければそれで十分です。

ありがとうございました。

内田教育長 : それでは報告事項に入ります。

報告事項1「平成28年茂原市議会第3回定例会(9月議会)の一般質問の要旨について」の説明をお願いします。

豊田  
教育部次長 : 報告事項1「平成28年茂原市議会第3回定例会(9月議会)の一般質問の要旨について」ご説明申し上げます。

本定例会は、8月31日から9月15日まで開催され、一般質問につきましては、9月7日と8日の2日間行われました。質問者10名のうち6名から教育委員会に関する質問がございました。

詳細につきましては、お手元の「質問事項及び答弁の概略」をご参照していただきまして、私からは各議員の質問事項の概要についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

山田広宣議員からは「情報教育について、本市はどのような手段で育成を図っているのか。」といった「教育の情報化について」のほか、「本市学校教育現場におけるICT化の現状、タブレット端末の導入状況について伺う。」などの「学校教育のICT化について」の質問がございました。

6ページをご覧ください。

小久保ともこ議員からは「ブックスタート事業は、子どもと保護者に対し、どのような効果を上げてきたのか。また、現状についても併せて伺う。」といった「子どもの読書活動の推進について」のほか、「ドナー登録の推進について」の中で「本市の教育活動、広報活動等の取組みについて伺う。」との質問がございました。

9ページをご覧ください。

竹本正明議員からは「公共施設の統廃合及び耐震リニューアルについて」の中で、「給食調理場の今後の建て替え着手予定はどのように考えているのか。」などの質問がございました。

10ページをご覧ください。

前田正志議員からは「子育て支援の若者への啓発について」の中で「中学生の段階で、将来設計のために出産や子育てについて学ぶ機会を設けるべきと考えるのがいかがか。」、また「学区の見直しについて」の中で「市内の小中学校の学区の見直しについての考えを伺う。」との質問がございました。

13ページをご覧ください。

向後研二議員からは「スポーツで培う市民の活力と賑わいづくりについて」の中で「茂原市発祥のタッチバレーボールを今後どのように推進していくのか、また、関東、全国レベルの大会まで発信する意向はあるか。」との質問がございました。

14ページをご覧ください。

はつたに幸一議員からは「産科問題と予防医学について」の中で「フッ化物洗口を実施していない学校があるが実施すべきではないか。」、「地方創生加速化交付金について」の中で「交付金の一部交付決定されたとのことだが、何を優先して実施していくのか考えを伺う。」、また「本納公民館の活用について」の中で「新たに建設される本納公民館を本納地域活性化のために、地域の資源を活用した利用方法を検討する考えはないのか。」との質問がございました。

以上が、今定例会の一般質問の概要でございます。

- 内田教育長  
鎌田委員
- ： それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
- ： この間、歯医者さんにフッ化物洗口を皆に徹底することは出来ないのでしょうかと質問を受けたのですが、このフッ化物洗口の安全性というのはどうなのですか。フッ化物洗口をやって利くものなのかどうか、それとも害になってしまうのか。その辺の安全性というのがどの程度確認されているものなのでしょうか。
- 古山  
学校教育課長
- ： フッ化物洗口の薬剤の安全性ということですが、一人一人に使用する量については、そのまま飲んでしまっても特に害等はないのですが、もし万が一間違っ飲んでしまった場合には、牛乳を飲ませるようにいたします。そういったことで胃からの吸収を抑えて体の中で悪い反応というか、それがないようにするようにしております。間違っ飲んでしまったということは聞いてはないのですが、そういったことで対策は取っております。元々ある量を個々に振り分けた段階では、大きな被害はないということです。
- 内田教育長  
鎌田委員  
内田教育長
- ： よろしいでしょうか。
- ： はい。
- ： こういふ袋に入っている薬剤を学校で溶かしているのですが、その袋20袋で子どもの致死量になると言われているのですが、だからその袋の管理をきちんとしないといけないということで、必ずどれだけ使ったかというのを帳簿につけて、施錠される場所で管理しているということです。
- ただ、実際に薄めたものは、ほとんど害はなくて、使った後にも口をゆすいでいるのですが、その後の口の中に残っているのは、フッ素はいろいろなところにあるようで、お茶を飲んだ時と同じ位だという話です。
- 齋藤委員  
内田教育長
- ： 実際に効果あるのですか。
- ： 統計的にずっと取った効果でどの位というのは、まだ茂原市でも長く、その子どもたちが大人になるまでやっていないので分かりません。
- ただ、進んでいるのが新潟県とか千葉県では鴨川市ですとずっとやっていて、危険性で言えば、今まで害があった事はないということで、効果については、これから検証されていくのではないのかなと思います。
- 歯医者さんは進めていますよね。
- 鎌田委員  
内田教育長  
鎌田委員  
内田教育長
- ： やった方が良いのではないかと聞かれました。
- ： 歯医者さんは効果があるという意見なのですね。
- ： ちょっと危険だということも聞きます。
- ： そうですね。ですので、学校では希望を取って、保護者が希望しない子どもにはやらせないです。
- 鎌田委員  
安藤委員  
古山  
学校教育課長  
内田教育長
- ： そうですか。
- ： フッ化物洗口は朝の時間なのですか。給食を食べて後にはないのですか。
- ： 朝、学校に来て行っております。給食の後ということではありません。
- ： 歯を磨いた後でないとも効果が無いということで、朝、家で歯を磨いてきていますということで、朝の時間帯で、その後30分間は口の中に入れてはいけないということで、朝行くとその後授業が始まるので、だいたい朝行っている学校がほとんどだと思います。小学校で週1回、保育園は毎日ということです。
- 他にありますでしょうか。よろしいですか。
- なければ次に、報告事項2「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 麻生  
教育総務課長
- ： 平成28年8月に教育委員会で決定しました共催、後援、協賛の行事についてご報告申し上げます。
- 「共催」につきましては、学校教育課で2件ございました。「後援」につきましては、生涯学習課で1件、学校教育課で1件ございました。「協賛」につきましては、生涯学習課で1件ございました。
- 以上です。
- 内田教育長  
齋藤委員
- ： それでは報告事項2について、ご質問等ありますでしょうか。
- ： 後援ですが、生涯学習課にお伺いいたしますが、生涯学習課が「上総十二社祭り」を後援しておりますが、これは玉前神社の方から後援の依頼があったのですか。

- 長谷川 生涯学習課長 : 確かに十二社ということで、橘樹神社も入っております。  
しかしながらこの祭りは、実行委員会形式に基づきまして「上総十二社祭り保存会」より申請の申し出がございました。  
なお、こちらの祭りでございますが、千葉県の無形民俗文化財でもあり、また後援には、千葉県、一宮町、いすみ市、長生村、睦沢町、茂原市が名前を連ねております。  
以上でございます。
- 齋藤委員 : 実行委員会の方から要請があったということですね。
- 長谷川 生涯学習課長 : はい。
- 齋藤委員 : 仮に茂原のお祭り、茂原と高師と中の島がやっておりますけども、これを後援して欲しいと要請をしたら、どのような答えをいただけますでしょうか。
- 長谷川 生涯学習課長 : 内容を精査させていただきまして、決定の方をさせていただきたいと思えます。
- 齋藤委員 : はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
なければ次に、報告事項3「平成28年第11回(10月定例会)、第12回(11月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 麻生 教育総務課長 : 10月の定例会は、10月27日木曜日15時から、11月の定例会は、11月22日火曜日15時から、いずれもこの9階会議室で開催を予定しております。  
よろしく申し上げます。
- 内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。  
それでは日程について、そのようにお願いいたします。  
その他報告がありましたら、お願いいたします。  
なければ、以上で第10回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年10月27日

教育長 内田 達也

署名委員 安藤 明子

署名委員 鈴木 一代